



## REACH(新化学品規制、リーチ)制度

シックハウス問題など、化学物質が人の健康や環境に及ぼす影響に対する懸念が広がるなか、本年6月に、EUで新しい化学物質に関する規制であるREACH制度が施行されました。REACHとは、Registration(登録)、Evaluation(評価)、Authorisation(認可) and Restriction(制限) of Chemicals(化学物質)を略したもので、主な目的は①人の健康と環境を化学物質の危険から守ることや、②EUの化学産業の競争力を強化することにあります。

EUでは従来、40以上の規則等で化学物質を規制していたものの、化学物質ごとにリスク管理手法が異なるという問題点が指摘されていました(注1)。そこで、これらの規則を一本化したREACH制度を導入し、化学物質のリスク管理手法を統一しました(図表1)。具体的には、REACH制度とこれまでの化学物質規制とでは以下の2点で大きな相違点があり、制度の導入によって、EUへ進出ないし輸出しているわが国の事業者にも影響が及ぶと考えられます。第1に、年間1t以上化学物質を製造・輸入する事業者に対して、化学物質の登録が義務付けられることです(注2)。この登録がなされなければ、EU市場において、化学物質の製造・輸入・使用が出来なくなります。第2に、化学物質を使用する事業者についても、製造・輸入した事業者が意図した安全な用法で化学物質を使用することになります。仮に、決められた用法で化学物質を使用しない場合には、新たに用途を届け出る義務が使用者に生じます。

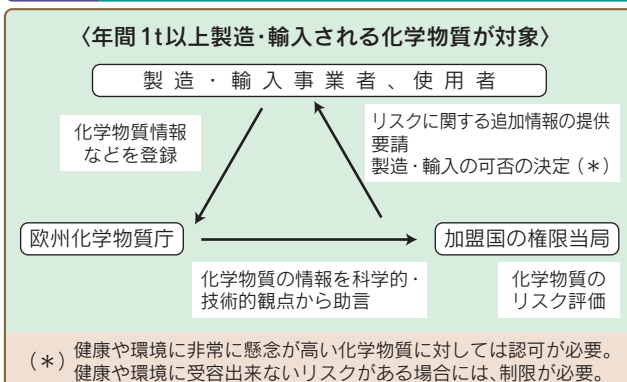
なお、REACH制度への移行を促進するために、化学物質の登録義務は段階的に適用されます。具体的には、REACH制度が全ての化学物質に適用されるのは、最終的に11年後の2018年になる予定であるものの、発癌性のある化学物質や生産・輸入量が1,000t以上の化学物質は、2010年までに登録を終了する必要があり、危険性の高い化学物質ほど登録義務が早まります(図表2)。

このREACH制度が導入されることで、有害な化学物質の迅速な制限や代替品の検討が可能になり、EUや日本の消費者にとっても、さらに環境に対しても安全な製品が流通することが期待出来ます。但し、REACH制度が運用初期段階ということもあり、制度自体に不透明な部分が残存するなど、課題も残っています。従って、わが国の事業者も制度の運用状況に注意し、的確な対応が求められます。 片岡 篤志

(注1) 従来の規制では、1981年9月18日以前に市場に存在した化学物質を「既存化学物質」とする一方、それよりも後に市場に流通することになった化学物質については「新規化学物質」と定義。「新規化学物質」の安全性については、事業者にも多くの試験項目を課すなど、化学物質の性質や、状態、用途などを厳しく管理。一方、「既存化学物質」については、事業者に化学物質の安全性を確認するための試験が課されず、行政が安全性評価を行っており、予算や時間も限られていたため、厳格な管理が出来ていなかった状態。このことが、「新規化学物質」よりも「既存化学物質」の使用を事業者にも助長させる結果となり、健康や環境を害する危険を高めたほか、EU化学産業の競争力も低下。

(注2) 化学物質の登録については、化学物質そのものだけでなく、製品に含まれる化学物質についても要求される内容。

図表1 REACH制度の仕組み



(資料) 環境省資料などを基に三重銀総研作成

図表2 化学物質の登録スケジュール

登録開始時期	対象化学物質
2007年6月1日	年間1~100t製造・輸入する化学物質
2008年6月1日	年間100~1,000t製造・輸入する化学物質
2008年12月1日	年間1,000t以上製造・輸入する化学物質
2010年11月30日	年間1t以上製造・輸入する発癌性のある化学物質など
2013年5月31日	
2018年5月31日	

(資料) 環境省資料を基に三重銀総研作成